

# 鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

鈴 鹿 市



## 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	4
4 計画の策定体制 .....	4
第2章 子育て環境を取り巻く現況 .....	6
1 人口と世帯の状況.....	6
(1) 人口の推移 .....	6
(2) 年齢別3区分別人口の推移.....	6
(3) 出生数の経年変化 .....	7
(4) 子育て家庭の就労状況.....	7
(5) 幼稚園及び保育所(園)の利用状況.....	8
2 子ども・子育て支援事業計画に関する意向調査結果.....	10
3 次世代育成支援行動計画(後期計画)の達成状況 .....	16
(1) 基本目標別の達成状況.....	16
(2) 特定事業に係る目標事業量の進捗状況 .....	17
(3) 次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価 .....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	19
1 基本理念 .....	19
2 基本的な視点.....	20
3 基本目標 .....	21
4 計画の体系 .....	23
第4章 施策の展開.....	24
第5章 事業量の見込みと確保方策の検討 .....	27
1 事業量の見込みにあたって.....	27
(1) 教育・保育提供区域の設定.....	27

(2) 事業量の見込みに関する前提条件.....	28
2 量の見込みと確保方策.....	29
(1) 教育・保育事業量の見込みと確保方策.....	29
(2) 地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策.....	33
第6章 計画の推進.....	38
1 施策の実施状況と点検.....	38
2 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	38
3 国・県等との連携.....	39
資 料.....	40
主要事業一覧.....	40
鈴鹿市子ども・子育て会議 委員名簿.....	67

---

---

# 第1章 計画策定にあたって

---

---

## 1 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子高齢化が進む中、出生率の低下等に伴い、人口推移は現在の傾向が続けば、50年後には日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数も現在の半分以下の50万人を割るものと推計されています（国立社会保障・人口問題研究所）。また、ライフスタイルの多様化により、未婚化・非婚化の進行とともに、晩婚化・晩産化が進行しており、若い世代における結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状の影響がうかがわれます。子どもは、未来を作る力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は、地域全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

鈴鹿市においては、平成17年3月に「鈴鹿市次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定し、安心して子どもを産み育てることのできる魅力あるまちづくりを進めてきました。さらに、平成22年3月には、「鈴鹿市次世代育成支援行動計画」（後期計画）を策定し、様々な分野の施策を総合的に推進しています。しかしながら、依然として、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる保護者は少なくありません。

このような現状や課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」のもとで、

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大・確保，教育・保育の質的改善
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

を目指すとされています。

この実現のため、子ども・子育て関連3法の一つである「子ども・子育て支援法」では、都道府県、市区町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことが義務づけられています。

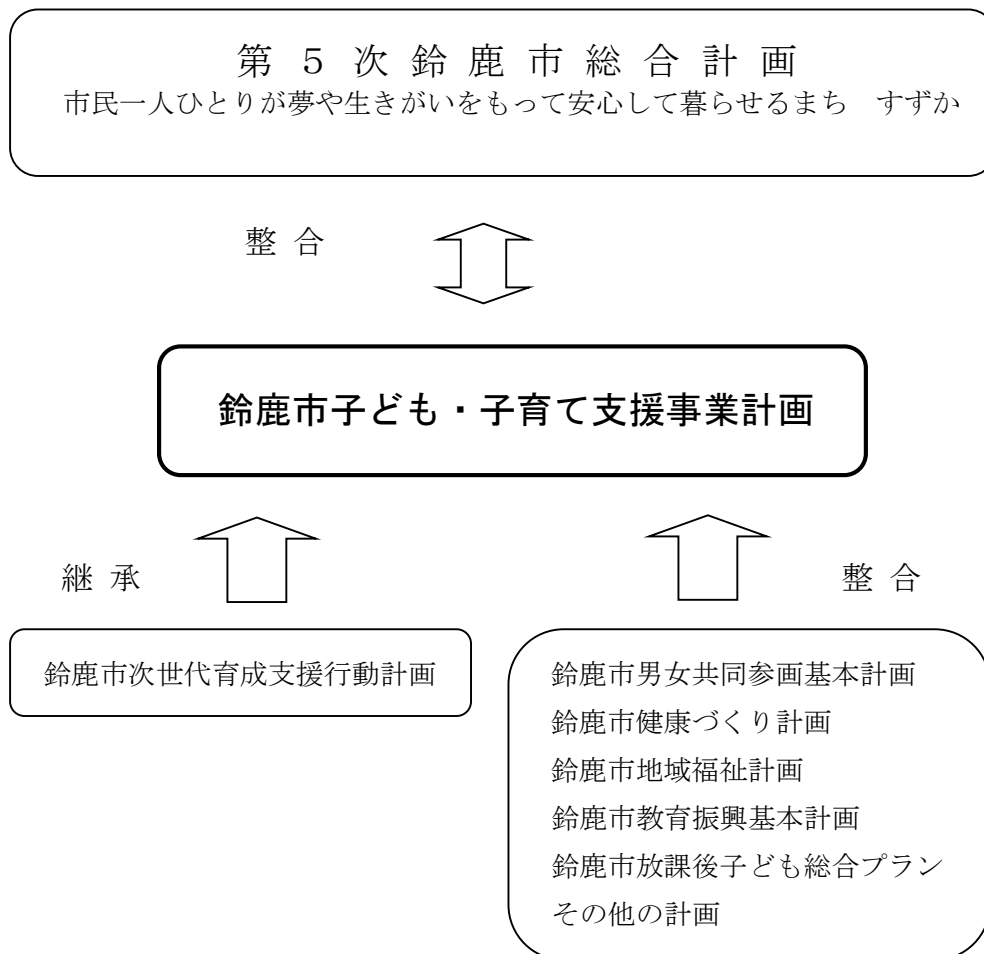
そこで、鈴鹿市では、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子

育て支援を総合的に推進していくため、「鈴鹿市次世代育成支援行動計画」を踏まえながら、平成 27 年度から 31 年度の 5 か年を計画期間とした「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という。）を策定しました。



## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく、市町村事業計画として位置づけます。国から示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、鈴鹿市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、計画的に取組を推進します。本計画の策定にあたっては、上位計画である鈴鹿市総合計画や関連の分野別計画との整合を図りました。また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「鈴鹿市次世代育成支援行動計画」については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されることから、本計画に継承することとしました。



### 3 計画の期間

本計画に関しては、平成 27 年度～平成 31 年度の 5 か年を計画期間として設定しています。

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
アンケート 調査	事業計画 (案) 作成	事業計画対象年度				
計画策定期間						

### 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者等で構成された「鈴鹿市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容について検討し反映しました。

#### ■ 鈴鹿市子ども・子育て会議開催状況

開催月	回数	協議内容
平成 25 年 11 月	第 1 回会議	子育て会議の概要及びニーズ調査について
平成 26 年 2 月	第 2 回会議	子育て事業の現状及びニーズ調査結果速報
平成 26 年 3 月	第 3 回会議	ニーズ調査結果報告及び分析と推計
平成 26 年 5 月	第 4 回会議	ニーズ調査分析と推計及び各事業の基準
平成 26 年 6 月	第 5 回会議	ニーズ調査分析と推計及び各事業の基準
平成 26 年 8 月	第 6 回会議	確保方策及び保育の基準
平成 26 年 11 月	第 7 回会議	子ども・子育て支援事業計画（骨子案）
平成 26 年 12 月	第 8 回会議	子ども・子育て支援事業計画（案）
平成 27 年 2 月	第 9 回会議	パブリックコメント実施状況

子育て中の保護者の意見を反映するため、市内の子育て家庭を対象に「子ども・子育て支援事業に関わるニーズ調査」を実施し、今後見込まれる子育て等に関わるニーズ量を把握し、計画策定のための参考としました。



■ 鈴鹿市子ども・子育て支援事業に関わるニーズ調査の概要

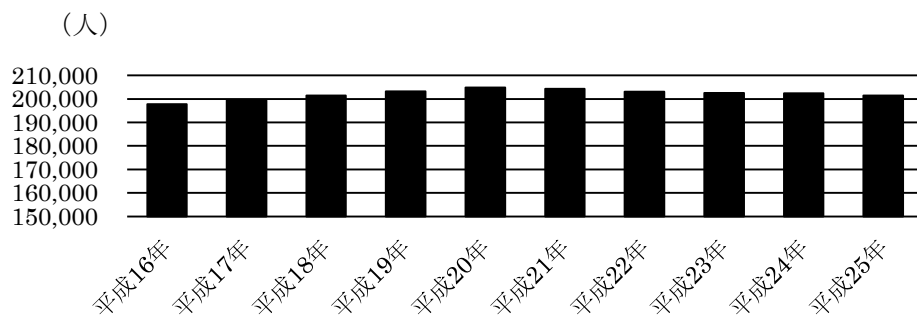
調査対象	就学前児童の保護者	就学している児童の保護者
調査対象者	2,402人	1,708人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	
調査方法	郵送による対象者への配布・回収	
調査期間	平成26年1月10日～1月27日	
回収件数	1,277人	908人
回収率	53.2%	53.2%



## 第2章 子育て環境を取り巻く現況

### 1 人口と世帯の状況

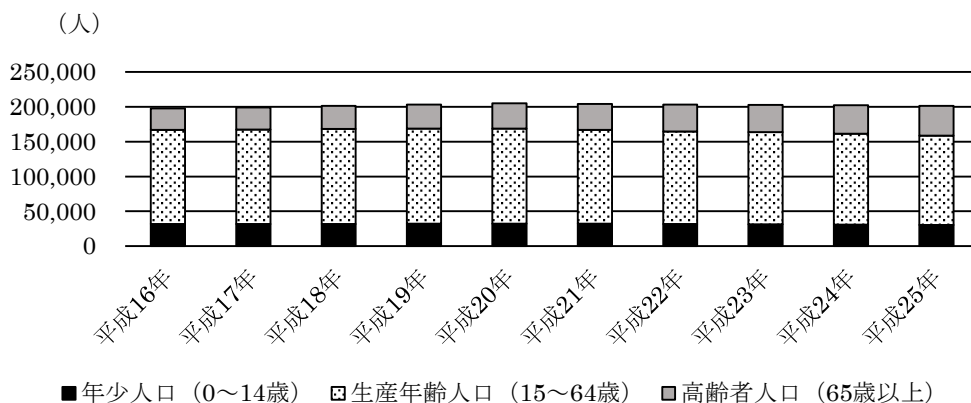
#### (1) 人口の推移



資料：鈴鹿市統計要覧 各年9月30日

最近10年間の総人口の変化は、平成20年度以降わずかですが、減少傾向を示しています。

#### (2) 年齢別3区分別人口の推移

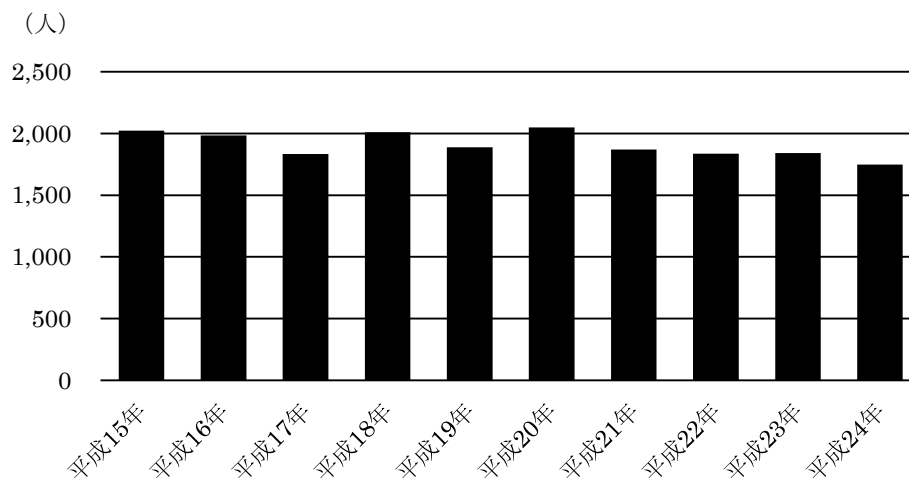


資料：鈴鹿市統計要覧 各年9月30日

最近5年間の年齢層別人口の変化は、全体的には、わずかですが減少傾向を示しています。また、65歳以上の年齢層が増加し、15歳未満の人口が減少する少子高齢化傾向を示しています。

※15歳以上65歳未満の人口は、「生産年齢人口」と呼ばれ、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指します。

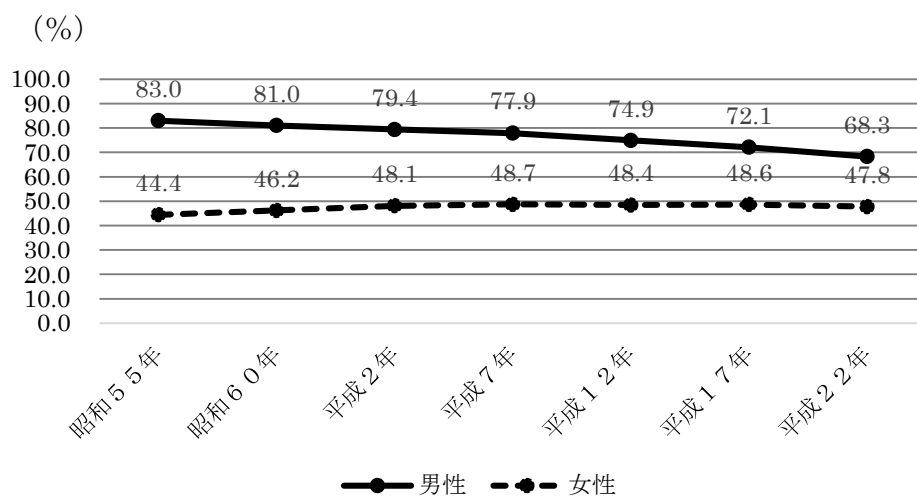
### (3) 出生数の経年変化



資料：鈴鹿市統計要覧 各年9月30日

平成20年度以降、減少傾向を示しています。

### (4) 子育て家庭の就労状況

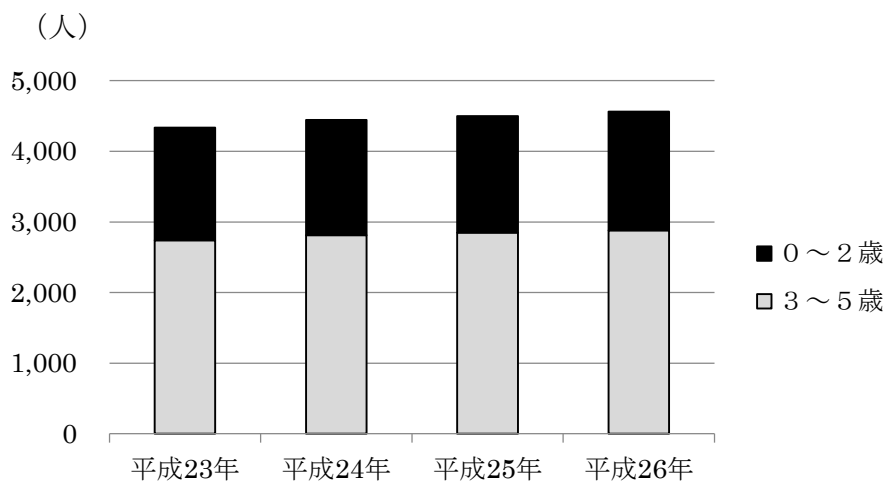


資料：国勢調査

全体的に厳しい社会情勢を反映して、15歳以上の男性の就業率は減少傾向が見られますが、女性に関しては、ほぼ横ばい状況で、女性の就労状況は安定している傾向を示しています。

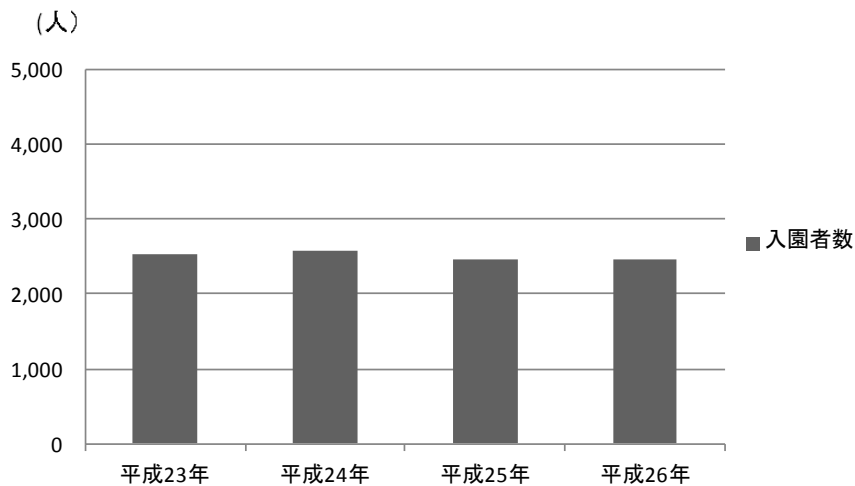
## (5) 幼稚園及び保育所（園）の利用状況

### 1) 保育所（園）の推移



各年度5月末現在  
保育所（園）の利用状況は、各年齢において利用が伸びています。

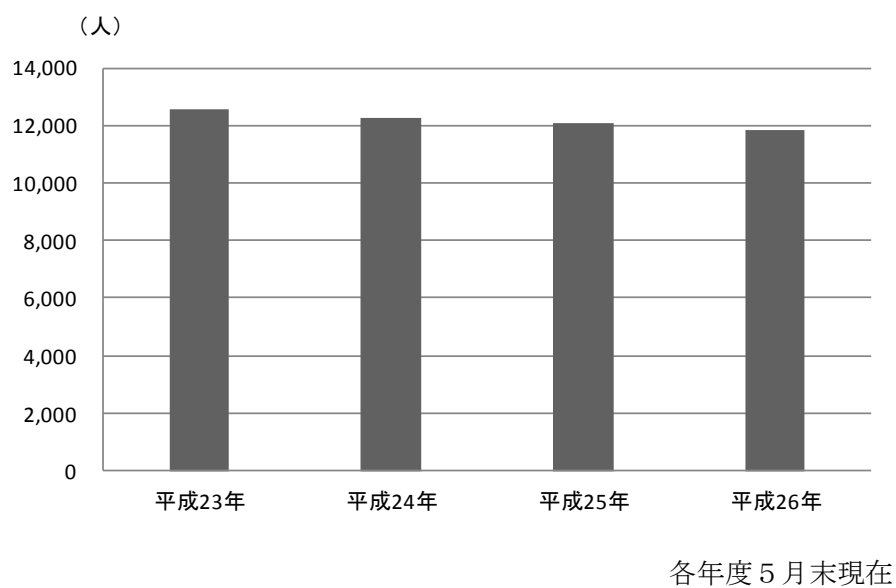
### 2) 幼稚園児の推移



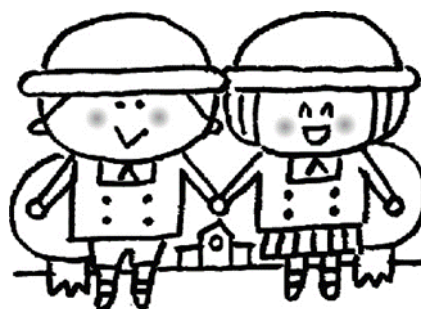
各年度5月末現在

幼稚園の利用状況は、ほぼ横ばい状況となっています。

### 3) 小学校児童数の推移



小学校の児童数は、わずかに減少傾向を示しています。



## 2 子ども・子育て支援事業計画に関する意向調査結果

鈴鹿市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果から次のようなことが特性として整理できます。

### ●子育て家庭におけるニーズの多様性

子どもを、日常的に祖父母等の親族や緊急時に友人等へ預けることができる家庭と子育ての相談や緊急時でも頼れる先がない家庭があります。こうした家庭の現状を踏まえ、子育て家庭の支援として、適切な支援事業実施が求められます。

主に子育てを担当している母親の就労状況は、54.7%の人がフルタイムあるいはパートタイム勤務でした（参考グラフ1）。これに対して、44.5%の人が就労していない状況でしたが、現在仕事をしていない人も、子どもが3歳、7歳といった入園、入学時を境に就労希望がみられます（参考グラフ2）。子育て事業に関わるニーズは、母親の就労環境を把握し、支援事業に反映していく必要があります。

### ●子育て事業における様々な事業の提供

現状の利用状況は、就学前の児童では、主に保育所（園）及び幼稚園が利用され（参考グラフ3）、就学後は、放課後に塾、スポーツ活動に次いで、放課後児童クラブが利用されています。休日や長期休暇期間中の利用希望に関して、日数、時間帯延長等も増加傾向にあります。これらのニーズに応じた適切なサービスを提供していくことが必要です。

### ●病児・病後児に対する対応

今回の調査結果から、病児・病後児に対しては、母親が仕事を休んで看病するなど、母親を中心とした対応がとられています。緊急時に祖父母や友人に頼れる環境があり、母親あるいは父親が面倒をみることが多い状況です（参考グラフ4）。しかし、施設の利用希望として、幼稚園や保育所（園）、あるいは病院に併設された事業で、安心して預けられる先が求められています。

### ●放課後における児童の状況

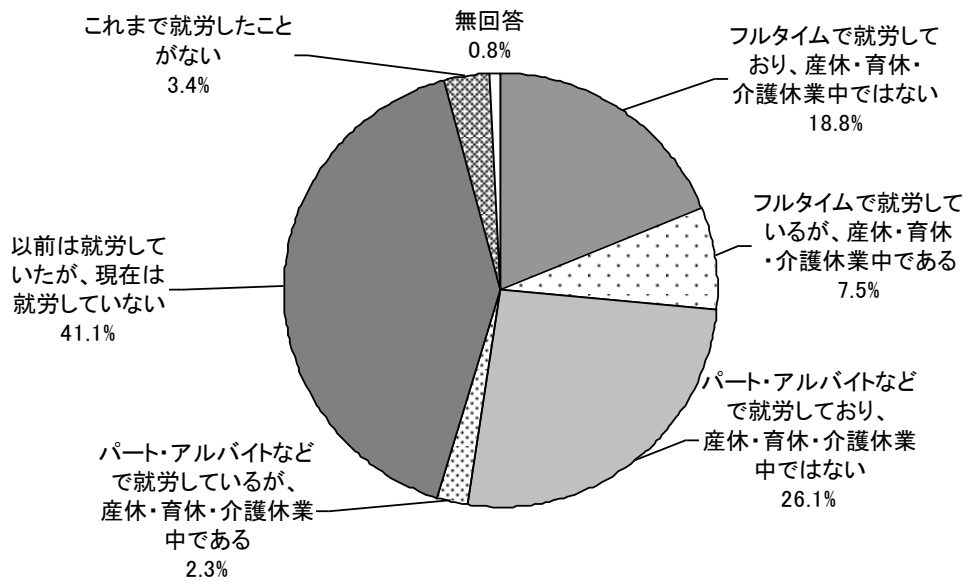
児童の放課後の過ごし方について、低学年では、自宅、地域の活動や習い事に次いで放課後児童クラブとなっています。高学年では、過ごし方の順番は変わりませんが、地域での活動や習い事の割合が高くなっています。（参考グラフ5）

### ●育児休業や短時間勤務制度等の利用推進

育児に関する休暇の取得状況は、28.7%と低い割合となっています。取得していない理由は、預けられる祖父母等の存在と職場の雰囲気や仕事の忙しさが要因となっています。今後も制度に関する広報等により普及を促進していくことが重要と考えられます。

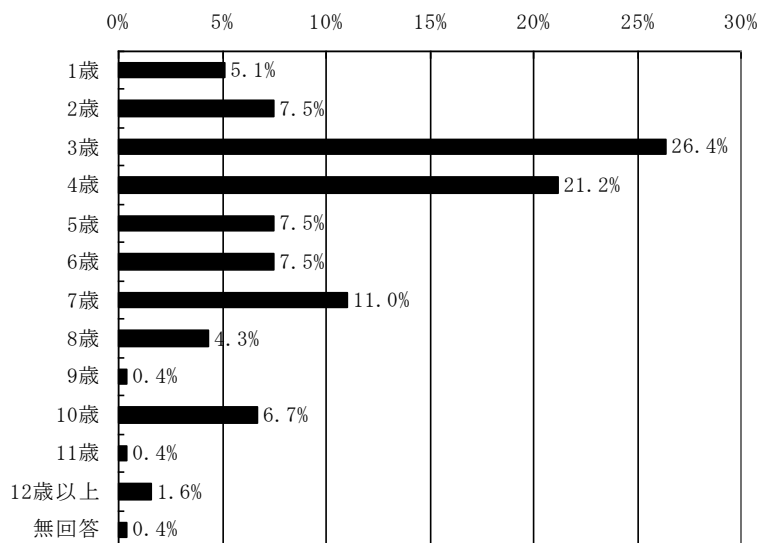


参考グラフ1：母親の就労状況



フルタイムで就労している母親は、26.3%（うち、現在産休等で休んでいる人 7.5%を含む。）あり、パートタイム等で就労している割合は、28.4%（うち、現在産休等で休んでいる人 2.3%を含む。）となっています。これに対して44.5%の人が就労していません。

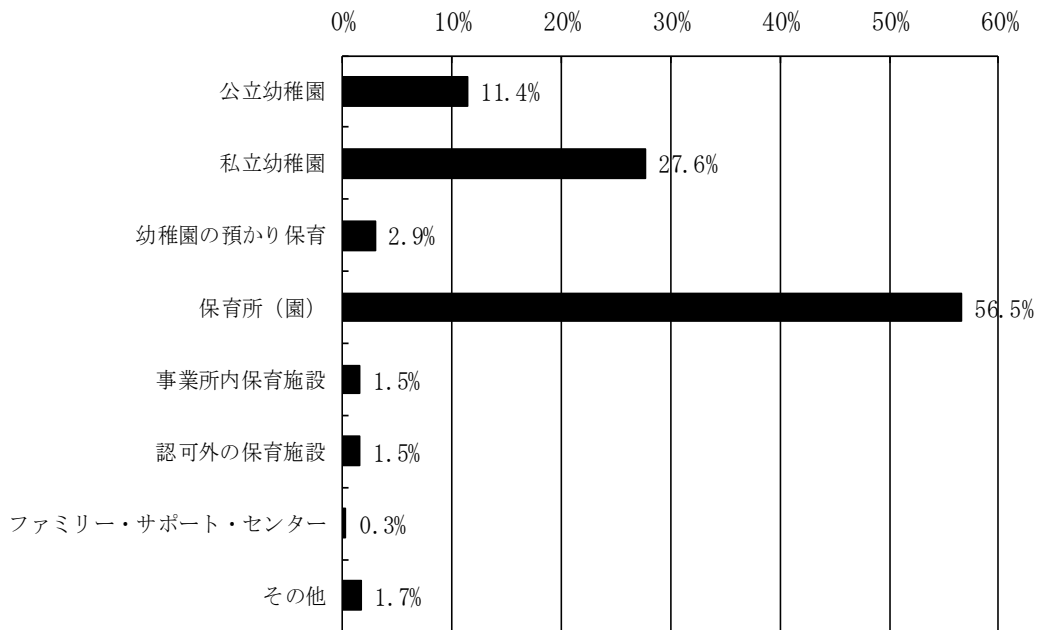
参考グラフ2：一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい



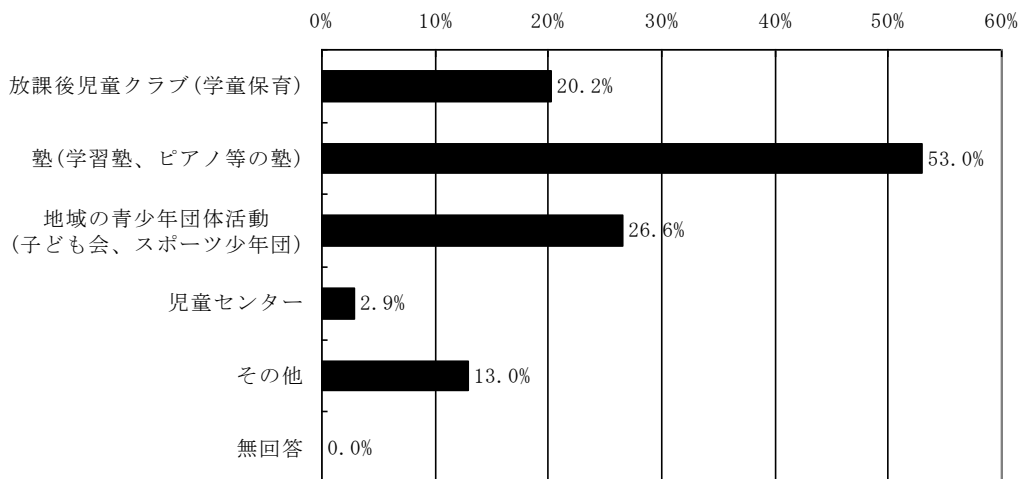
子どもが3歳、7歳といった入園、入学時を境に就労希望がみられます。



参考グラフ3：現在利用している教育・保育施設

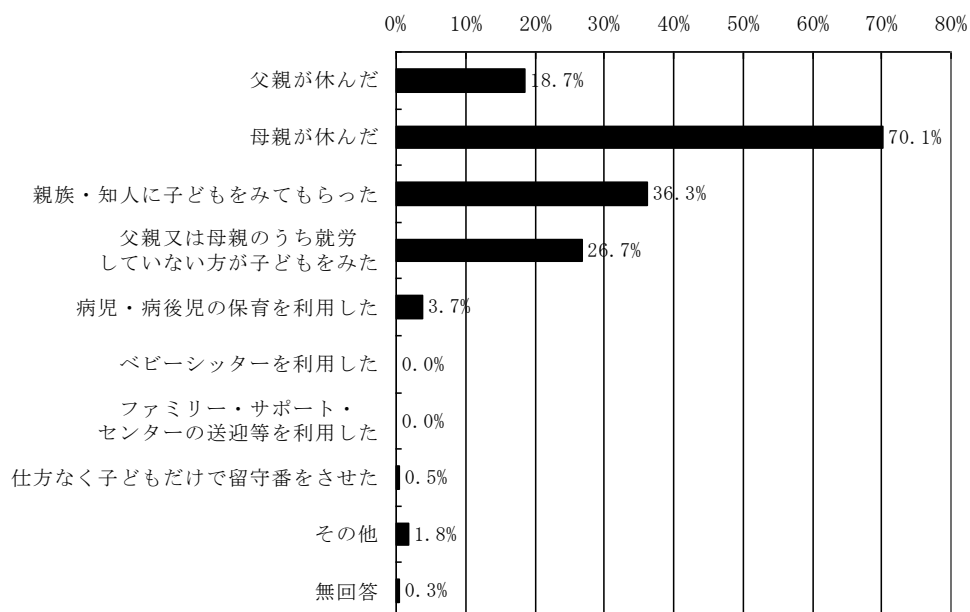


就学前児童に関しては、保育所（園）が最も多く、56.5%を占めています。さらに、公立及び私立の幼稚園が11.4%、27.6%となっています。また、幼稚園の預かり保育が2.9%となっています。現在の保育所（園）及び幼稚園の占める割合は、かなり高い割合を占めています。



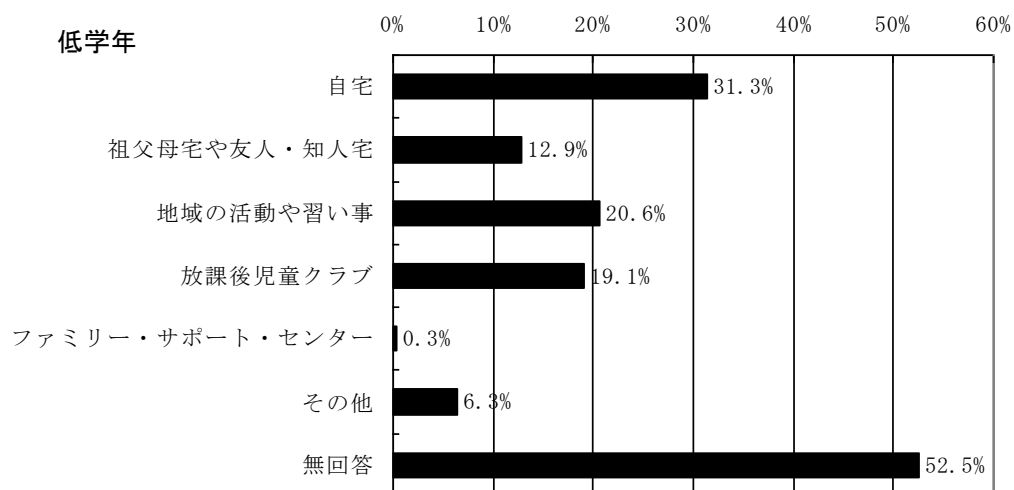
就学児童に関しては、塾、地域の活動、放課後児童クラブとなっています。

参考グラフ4：病気になった時の対応

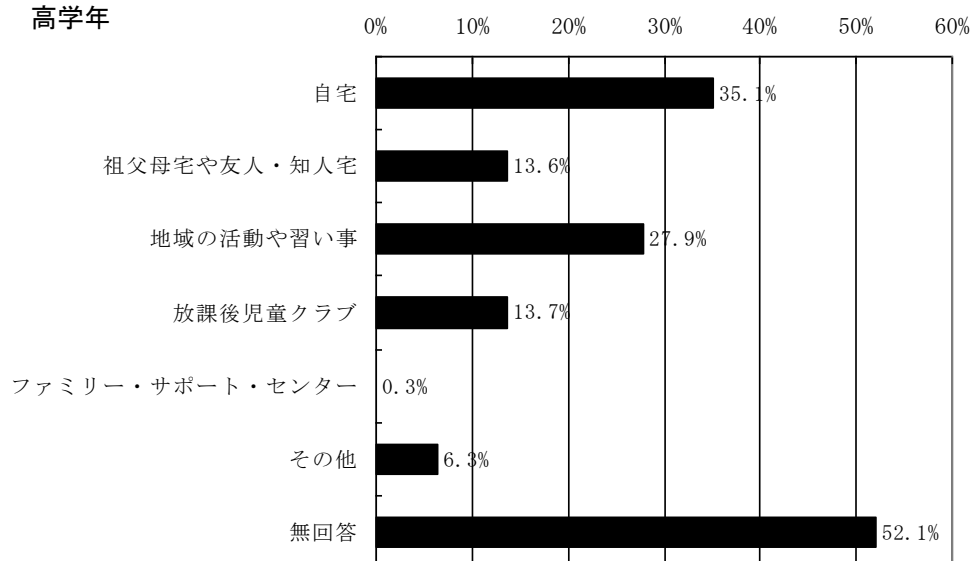


母親が仕事を休んで対応している場合が多いことを示しています。

参考グラフ5：放課後における子どもの過ごし方



### 高学年



低学年と高学年に区分して聞いていますが、低学年では、自宅、地域の活動や習い事に次いで放課後児童クラブとなっています。高学年では、過ごし方の順番は変わりませんが、地域での活動や習い事が高くなり、児童クラブの割合は少し下がる傾向にあります。

### 3 次世代育成支援行動計画（後期計画）の達成状況

#### （1）基本目標別の達成状況

鈴鹿市次世代育成支援行動計画（後期計画）に掲載されている具体的事業については、各課において達成度の自己評価が行われています。

#### 【達成状況（H25年度）】

基本目標別	事業数	達成度別事業数				
		1	2	3	4	5
子育て支援地域社会をつくるために	19	0	0	18	1	0
すべての子育て家庭をささえるために	60	1	2	48	7	2
子ども自身の成長をささえるために	42	1	0	31	9	1
親子の健康づくりのために	25	0	0	25	0	0
子育ての安全・安心をささえるために	23	1	0	4	5	13
総合計	169	3	2	126	22	16
構成比率	100.0%	1.8%	1.2%	74.5%	13.0%	9.5%

#### ※達成度評価内容

- 1 遅れている    2 やや遅れている    3 計画どおり進行中  
4 ほぼ達成した    5 達成した

## (2) 特定事業に係る目標事業量の進捗状況

次世代育成支援行動計画（後期計画）において定めた特定 12 事業に関する進捗状況は、以下のとおりとなっています。病児・病後児保育事業や地域子育て支援拠点事業等一部の事業については、目標達成に至っていません。

事業名	実績 H25	目標	
		H26	H29
通常保育事業	4,585 人	4,500 人	4,400 人
特定保育事業	16 人 (1)	100 人 (10)	100 人 (10)
延長保育事業	1,408 人 (30)	300 人 (30)	300 人 (30)
夜間保育事業	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)
トワイライトステイ事業	9 か所	10 か所	10 か所
休日保育事業	38 人 (2)	60 人 (2)	60 人 (2)
病児・病後児保育事業	1,020 人 (1)	1,400 人 (2)	1,400 人 (2)
放課後児童健全育成事業	1,401 人 (35)	1,400 人 (31)	1,300 人 (31)
地域子育て支援拠点事業（センター型）	2 か所	2 か所	2 か所
地域子育て支援拠点事業（ひろば型）	6 か所	8 か所	8 か所
一時預かり事業	10 か所	15 か所	15 か所
ショートステイ事業	9 か所	10 か所	10 か所
ファミリー・サポート事業	1 か所	1 か所	1 か所

\*表中の（ ）は、箇所数を示す。

### (3) 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

本市は、「鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来」を基本理念として、平成17年度より鈴鹿市次世代育成支援行動計画を総合的かつ計画的に推進してきました。

その結果、基本目標に対する達成度の自己評価や外部団体による各種事業の進捗状況に対する取組の評価・検証においても、概ね、計画どおりに実施されているところです。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が変化している中、依然として目標事業量に達していない事業もあり、子育て支援の更なる充実を図りながら、地域をあげて社会全体で支援する仕組みの構築が求められています。

また、「子育てが楽しいと感じられる鈴鹿市」「仕事と子育てを両立しやすい鈴鹿市」という成果指標については、ニーズ調査結果から、「子育ての楽しさ」は、「高い」又は「やや高い」が32.9%、「仕事と子育ての両立の大変さ」は「大変」又は「やや大変」が、48.1%となっており、全体的には良い方向に向かっていますが、更なる支援を要望している子育て中の保護者からの声も多く、これまで「鈴鹿市次世代育成支援行動計画（後期計画）」として取り組んできた事業を子どもたちの健やかな成長に寄与すべく本計画に継承していくものとします。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

<p>■ 次世代育成支援行動計画（後期計画） 基本理念</p>	<p>■ 子ども・子育て支援法 基本理念</p>
<p><b>鈴鹿で育つ，鈴鹿の未来</b> <b>～未来を担う子どもたちの</b> <b>豊かな人間をめざして～</b></p> <p>子どもは鈴鹿市の「未来」をつくる大切な存在であり、担い手です。未来の鈴鹿市を担う子どもたちを育てるためには、経験を通して成長できる環境の創造や家庭、学校、地域社会との連携・協働が必要になり、人にやさしいまち・地域づくりをめざして、子育て支援を進めていきます</p>	<p>① 子ども子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。</p> <p>② 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。</p> <p>③ 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。</p>



■ 子ども・子育て支援事業計画の基本理念

<p><b>鈴鹿で育つ，鈴鹿の未来</b> <b>～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～</b></p> <p>保護者が子育てについて第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう子育て環境をつくることのできるよう社会全体で協働して取り組むことが重要です。</p> <p>妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、将来の宝である子どもたち一人ひとりの健やかな育ちをめざします。</p>
---

## 2 基本的な視点

### 子どもの健やかな育ちの視点

子どもは、未来をつくる力であり、社会の希望です。そのためにも、家族の豊かな愛情のもとに成長を遂げていくことが必要です。子どもの健やかな発達が保障されるよう、幼児期の人格形成を培う教育・保育が良質で適切な水準となるよう配慮し、子どもの視点に立った取組を進めます。

### 子育て家庭を支援する視点

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としながら、子どもたち一人一人は、国籍、出生、性別等により差別されることなく権利が尊重され、障がい、虐待、貧困等様々な問題が解決され、健やかな育ちが保障されるよう、全ての子育て家庭を支援する視点に立った取組を進めます。

### 地域で支援する視点

社会を構成する家庭、地域、行政等が、それぞれの役割と責任を果たすことで、子どもの成長にとって良い環境が創設されるよう、社会全体で支援する視点に立った取組を進めます。

### 子育て環境の充実を図る視点

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることで、妊娠・出産期から切れ目のない支援をする視点で取組を進めます。





### 3 基本目標

次の4つの基本目標を設定し、子育て支援策として展開していきます。

#### ■基本目標1 すべての子育て家庭をささえる支援の充実

地域子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置付け、相談事業における各行政分野との連携強化、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援を継続して推進します。さらに、既存のパンフレット等による情報提供だけでなく、情報への気軽なアクセスや事業の効果的なPR（広報）を可能にするための手法も検討していきます。

近年、増加傾向にあるひとり親家庭、特に母子家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で背負う事が多いため、日常生活において様々な問題に直面しています。ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、今後も支援していきます。

#### ■基本目標2 子どもの健やかな成長に向けた支援の充実

今日の社会構造の変化に伴い、地域を含め人とふれあう機会が少なくなってきた子どもたちが、基本的な生活習慣を身につけるための取組が必要となっています。そのために、子どもに関わるボランティア等関係団体の支援や活動に関わる人材の養成を図り、子どもが体験する様々な活動の充実を図るため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。とりわけ、幼児期の学校教育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、小学校等と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めます。



### ■基本目標3 親と子の健康づくりの推進

子どもを安心して産み育て、健やかな子どもの成長・発達を支援する体制を整備するため、妊娠期から出産にいたるまで切れ目のない一貫した支援に取り組みます。乳幼児期の健康管理については、発達段階を確認するために各期に応じた健康診査や訪問指導を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。さらに、乳幼児健診の受診率向上を図り、病気や発達の遅れ等の早期発見に努めるとともに、安心して子育てができるよう、小児医療体制の充実に努めます。

### ■基本目標4 安心して子育てができる地域環境づくりの推進

社会全体が子どもの権利を尊重し、子育てを支え合う意識を共有することは、現在、子育てを担っている人の不安や、出産への不安、今後、子どもが欲しいと考えている夫婦の不安を軽減していくことにつながります。

高齢者や障がい者の福祉課題を社会的に支えていこうとする考え方と同様に、子育ての問題も地域の福祉的問題として捉え、地域社会全体で支援していきます。



## 4 計画の体系

計画の体系として、子ども・子育て支援事業計画の視点から、次世代育成計画（後期計画）で掲げられた項目を再構成したものです。

### **基本理念** 鈴鹿で育つ，鈴鹿の未来

～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～

基本目標	施策目標
すべての子育て家庭をささえる支援の充実	家庭における子育てへの支援
	ひとり親家庭の子育てへの支援
	児童虐待防止対策の充実
	障がいのある子どもがいる家庭の子育てへの支援
	外国人の家庭への子育て支援
	働きながらの子育てへの支援
	子育て家庭をささえる相談・情報提供の充実
子どもの健やかな成長に向けた支援の充実	教育・学習による子どもの成長への支援
	地域における交流等の充実
	子ども自身による主体的な参加への支援
	市民教育における次代の親としての成長への支援
	子ども自身の声を聞く相談の充実
親と子の健康づくりの推進	健康な子育てへの支援
	子どもの健康のための支援
安心して子育てができる地域環境づくりの推進	安全・安心な子育て環境づくり
	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	子育て支援についての意識づくり
	地域における子育て支援の充実
	仕事と生活の調和の実現

---

---

## 第4章 施策の展開

---

---

前章で体系化した施策に関しては、基本目標ごとに施策の展開について取りまとめ、子育て支援事業計画に関する長期的な方向性を位置づけます。

### 基本目標1 すべての子育て家庭をささえる支援の充実

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子育て家庭を対象に妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくことが重要です。特に、障がいがある子どもや虐待等により配慮の必要な家庭においては、子どもの特性に合わせた継続的な支援が必要となってきます。

#### ●施策目標

- ・家庭における子育てへの支援
- ・ひとり親家庭の子育てへの支援
- ・児童虐待防止対策の充実
- ・障がいのある子どもがいる家庭の子育てへの支援
- ・外国人の家庭への子育て支援

子ども・子育て家庭の不安や孤独感を解消し、喜びを感じながら子育てできるよう支援していくことが求められます。結婚後も仕事と家庭を両立して働きたいと願う保護者も多く、仕事と生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、仕事も生活も充実する調和の取れた豊かな生活が送れるよう普及促進を図っていきます。

また、放課後や週末、長期休業中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に放課後児童クラブや放課後子ども教室との連携を推進します。

#### ●施策目標

- ・働きながらの子育てへの支援
- ・子育て家庭をささえる相談・情報提供の充実

## 基本目標 2 子どもの健やかな成長に向けた支援の充実

幼児期は、集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を養うとともに、生活習慣や規範意識が芽生えるなど生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。幼稚園や保育所（園）といった利用施設に関わらず、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けることができるよう、保育所（園）等における人材確保や専門性の向上を図りながら、家庭、地域、学校等が連携し、子どもの健やかな成長に向けた支援を進めていきます。

### ●施策目標

- ・教育・学習による子どもの成長への支援
- ・地域における交流等の充実
- ・子ども自身による主体的な参加への支援
- ・市民教育における次代の親としての成長への支援
- ・子ども自身の声を聞く相談の充実

## 基本目標 3 親と子の健康づくりの推進

子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさや喜びを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめの細かい相談体制、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせることを目指し取組を進めていきます。

### ●施策目標

- ・健康な子育てへの支援
- ・子どもの健康のための支援

## 基本目標 4 安心して子育てができる地域環境づくりの推進

核家族化や地域での人間関係の希薄化、情報の複雑化等の子ども・子育てをめぐる現状を踏まえ、子どもの生きる力を育むために、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力等を向上させることを重視していきます。子どもが日頃から積極的にスポーツに親しむ習慣を身につけ、意欲や能力を高めるため、関係する団体等への活動支援等スポーツ環境の充実を図ります。さらに家庭の教育力の向上を図り、地域全体で子育てを進める環境づくりを整え、学校・家庭・地域が一体となった信頼される学校づくりに取り組んでいきます。

既婚女性の就労が定着しつつある中、子育て支援策の柱として、仕事と生活の調和が実現し、誰にでも多様な働き方が選択できる社会に向けての取組が求められています。そのことを踏まえ、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向け、事業所を含めた関係機関への取組を継続して進めます。

またすべての子どもと子育て家庭への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。さらに、障がい、疾病、虐待、貧困等社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供等総合的な支援に努めます。

### ●施策目標

- ・安全・安心な子育て環境づくり
- ・子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ・子育て支援についての意識づくり
- ・地域における子育て支援の充実
- ・仕事と生活の調和の実現



---

---

## 第5章 事業量の見込みと確保方策の検討

---

---

子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成されることが必要であるとされています。子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計したうえで、確保方策の検討を行いました。

### 1 事業量の見込みにあたって

#### (1) 教育・保育提供区域の設定

##### ■ 区域設定の考え方

保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して設定します。また、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定します。今では、自家用車を所有し使用することが通常であり、私立幼稚園においては、通園バスにより、市内広域で利用されています。また、保護者の就労等により、自宅近くの教育・保育施設等ではなく、通勤途上や勤務地近くの施設を利用する場合があります。

##### ■ 区域の設定

区域設定の考え方等を総合的に勘案し、本計画における提供区域の設定は以下のとおりとします。

##### ア 教育・保育提供区域

市域全体を1区域とする。

##### イ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

教育・保育事業の提供区域と合わせ、市内全域を提供区域の基本とする。

## (2) 事業量の見込みに関する前提条件

子どもの人口推計に関しては、全市の人口予測を行いながら、対象児童の人口予測を行いました。

### 計画期間における年齢別人口予測

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳	1,829	1,812	1,797	1,769	1,738
1歳	1,873	1,855	1,838	1,823	1,795
2歳	1,724	1,854	1,836	1,819	1,804
3歳	1,873	1,709	1,837	1,819	1,802
4歳	1,849	1,850	1,688	1,814	1,796
5歳	1,855	1,833	1,834	1,673	1,798
小計	11,003	10,913	10,830	10,717	10,733
6歳	2,056	1,833	1,811	1,812	1,653
7歳	1,868	2,040	1,819	1,797	1,798
8歳	2,027	1,860	2,031	1,811	1,789
9歳	1,858	2,019	1,853	2,024	1,805
10歳	2,010	1,851	2,012	1,846	2,016
11歳	2,091	2,004	1,845	2,006	1,840
小計	11,910	11,607	11,371	11,296	10,901
総計	22,913	22,520	22,201	22,013	21,634



## 2 量の見込みと確保方策

### (1) 教育・保育事業量の見込みと確保方策

#### 1) 教育・保育事業の概要

教育・保育の必要量は、認定区分ごとに見込むこととされています。ただし、幼稚園は、保護者の就労の有無に関わらず、希望者が利用できることになっています。ニーズ調査結果によると、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、2号認定（満3歳以上で保育を必要とする）子どもについては、これを「幼稚園の利用希望が強い保護者の子ども」として、分けて量を見込みます。

また、3号認定（満3歳未満で保育を必要とする）子どもについては、0歳と1・2歳で職員配置基準や児童1人当たりの面積要件等が異なるため、今回、分けて量を見込みます。

認定区分		利用する施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望している保護者の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが、幼稚園の利用希望が強い保護者の子ども	幼稚園 認定こども園
	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している保護者の子ども	保育所（園） 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している保護者の子ども	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業

2) 教育・保育事業量の見込みと確保方策

1～3号認定についての確保方策を整理しました。現有の幼稚園、保育所等で確保可能となっています。

【1号認定】

		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
① 量の見込み		2,163 人	2,115 人	2,100 人	2,079 人	2,098 人
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設 (幼稚園・認 定こども園)	660 人	790 人	790 人	790 人	790 人
	確認を受け ない幼稚園	2, 317 人	2, 058 人	2, 061 人	2, 064 人	2, 061 人
② — ①		814 人	733 人	751 人	775 人	753 人

【2号認定】

		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
① 量の見込み		本市 3,036 人 四日市市 80 人	本市 2,913 人 四日市市 80 人	本市 2,896 人 四日市市 80 人	本市 2,868 人 四日市市 80 人	本市 2,933 人 四日市市 80 人
教育ニーズ		293 人	287 人	284 人	281 人	284 人
保育ニーズ		本市 2,743 人 四日市市 80 人	本市 2,626 人 四日市市 80 人	本市 2,612 人 四日市市 80 人	本市 2,587 人 四日市市 80 人	本市 2,649 人 四日市市 80 人

② 確保 方策	特定教育・ 保育施設 (保育所 (園)・認定 こども園)	本市 3,063人 四日市市 80人	本市 3,098人 四日市市 80人	本市 3,098人 四日市市 80人	本市 3,098人 四日市市 80人	本市 3,098人 四日市市 80人
	確認を受け ない幼稚園	293人	252人	249人	246人	249人
② — ①		320人	437人	451人	476人	414人

### 【3号認定 (0歳, 1・2歳)】

	実施時期				
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
① 量の見込み	本市 1,549人 四日市市 50人	本市 1,570人 四日市市 50人	本市 1,555人 四日市市 50人	本市 1,538人 四日市市 50人	本市 1,515人 四日市市 50人
0歳児	本市 341人 四日市市 10人	本市 345人 四日市市 10人	本市 342人 四日市市 10人	本市 338人 四日市市 10人	本市 333人 四日市市 10人
1～2歳児	本市 1,208人 四日市市 40人	本市 1,225人 四日市市 40人	本市 1,213人 四日市市 40人	本市 1,200人 四日市市 40人	本市 1,182人 四日市市 40人
② 確保方策	本市 1,557人 四日市市 50人	本市 1,602人 四日市市 50人	本市 1,602人 四日市市 50人	本市 1,602人 四日市市 50人	本市 1,602人 四日市市 50人
0歳児	本市 343人 四日市市 10人	本市 353人 四日市市 10人	本市 353人 四日市市 10人	本市 353人 四日市市 10人	本市 353人 四日市市 10人

1～2歳児	本市 1,214人 四日市市 40人	本市 1,249人 四日市市 40人	本市 1,249人 四日市市 40人	本市 1,249人 四日市市 40人	本市 1,249人 四日市市 40人
② — ①	8人	32人	47人	64人	87人

### ※ 保育利用率の目標値設定

満3歳未満の保育利用率は、各年度の0～2歳の推計子ども数に対する3号認定の利用定員数（0～2歳児の確保方策）の割合をもとに算出。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育利用率(%)	29.6	29.9	30.1	30.5	30.9

## (2) 地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業として次のような事業が対象となっています。

- ① 時間外保育事業
- ② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ③ 子育て短期支援事業
- ④ 地域子育て支援拠点事業
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦ 病児・病後児保育事業
- ⑧ 利用者支援事業【新規】
- ⑨ 妊婦健康診査事業
- ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑪ 養育支援訪問事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

量の見込みは、基本的には、就学前児童及び就学児の保護者を対象者としたニーズ調査結果をもとに、国の手引きの手順に沿って算出し、実際の利用状況や事業特性に応じて、補正を行い算出しました。地域子ども・子育て支援事業に関しては、確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向等を踏まえ、提供体制の内容や実施時期を設定していきます。現時点での見込み量は、概ね提供体制が確保されています。

### 1) 時間外保育事業

		実施時期					
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	
①	量の見込み	2,223 人	2,188 人	2,205 人	2,166 人	2,169 人	
②	確保 方策	延長保育事業 (施設数)	2,223 人 (31 か所)	2,188 人 (31 か所)	2,205 人 (31 か所)	2,166 人 (31 か所)	2,169 人 (31 か所)
② — ①		0人	0人	0人	0人	0人	

既存の施設で量の見込みは確保可能となっています。

### 2) 放課後児童健全育成事業

		実施時期					
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	
①	量の見込み	1,546 人	1,560 人	1,575 人	1,590 人	1,606 人	
	低学年	1,173 人	1,184 人	1,195 人	1,206 人	1,218 人	
	高学年	373 人	376 人	380 人	384 人	388 人	
②	確保 方策	放課後児童ク ラブ	1,546 人	1,560 人	1,575 人	1,590 人	1,606 人
② — ①		0人	0人	0人	0人	0人	

既存の施設で量の見込みは確保可能となっています。ただし、既存の施設での量の見込みが確保できない場合は、分設や近隣の放課後児童クラブと調整するなど対応に努めます。

### 3) 子育て短期支援事業

		実施時期					
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	
①	量の見込み	117 人日	115 人日	115 人日	114 人日	115 人日	
②	確保 方策	子育てショート ステイ	117 人日	115 人日	115 人日	114 人日	115 人日
② — ①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	

既存の施設で量の見込みは確保可能となっています。

#### 4) 地域子育て支援拠点事業

		実施時期					
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	
①	量の見込み	48,934 人回 10 か所	49,881 人回 10 か所	49,340 人回 10 か所	48,798 人回 10 か所	48,131 人回 10 か所	
②	確保 方策	地域子育て支 援センター及 びひろば事業	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
②	— ①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	

平成 27 年度から 2 施設の増設予定であるため、確保可能となっています。

#### 5)-1 一時預かり事業(幼稚園)

		実施時期					
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	
①	量の見込み	8,314 人日	7,761 人日	8,030 人日	7,949 人日	8,057 人日	
	1号認定	3,978 人日	3,509 人日	3,822 人日	3,785 人日	3,849 人日	
	2号認定	4,336 人日	4,252 人日	4,208 人日	4,164 人日	4,208 人日	
②	確保 方策	一時預かり事 業(在園児対 象型)	8,314 人日 (8か所)	7,761 人日 (8か所)	8,030 人日 (8か所)	7,949 人日 (8か所)	8,057 人日 (8か所)
②	— ①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	

#### 5)-2 一時預かり事業(その他)

		実施時期					
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	
①	量の見込み	3,631 人日 (15 か所)	3,601 人日 (15 か所)	3,574 人日 (15 か所)	3,537 人日 (15 か所)	3,537 人日 (15 か所)	
②	確保 方策	一時預かり事 業	3,631 人日 (15 か所)	3,601 人日 (15 か所)	3,574 人日 (15 か所)	3,537 人日 (15 か所)	3,537 人日 (15 か所)
②	— ①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	

一時預かり事業は、既存の施設で量の見込みは確保可能となっています。

## 6)ファミリー・サポート・センター事業

		実施時期					
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	
①	量の見込み	5,233 人日	5,118 人日	5,027 人日	4,989 人日	4,852 人日	
	病児・病後児対応	1,052 人日	1,044 人日	1,036 人日	1,025 人日	1,026 人日	
	就学児	4,181 人日	4,074 人日	3,991 人日	3,964 人日	3,826 人日	
②	確保 方策	ファミリー・サポ ート・センター事業	5,233 人日	5,118 人日	5,027 人日	4,989 人日	4,852 人日
	② — ①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	

既存の施設で量の見込みは確保可能となっています。

## 7)病児・病後児保育事業

		実施時期					
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	
①	量の見込み	1,052 人日	1,044 人日	1,036 人日	1,025 人日	1,026 人日	
②	確保 方策	病児・病後児 保育事業	1,052 人日	1,044 人日	1,036 人日	1,025 人日	1,026 人日
	② — ①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	

既存の施設で量の見込みは確保可能となっています。

## 8)利用者支援事業

		実施時期				
		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
①	量の見込み	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
②	確保方策	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	② — ①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望にもとづく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業を行います。なお、本市は計画期間中の当事業の実施は見込まず、今後とも市の担当課窓口において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する相談支援・利用支援の充実に努めます。



### 9) 妊婦健康診査事業

	実施時期				
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
① 量の見込み	23,400 人回	23,200 人回	22,837 人回	22,438 人回	21,987 人回
② 確保方策	23,400 人回	23,200 人回	22,837 人回	22,438 人回	21,987 人回
② — ①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

### 10) 乳児家庭全戸訪問事業

	実施時期				
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
① 量の見込み	1,817 人	1,800 人	1,785 人	1,757 人	1,726 人
② 確保方策	1,817 人	1,800 人	1,785 人	1,757 人	1,726 人
② — ①	0人	0人	0人	0人	0人

### 11) 養育支援訪問事業その他要支援児童, 要保護児童等の支援に資する事業

	実施時期				
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
① 量の見込み	990 人	990 人	1,010 人	1,010 人	1,020 人
② 確保方策	990 人	990 人	1,010 人	1,010 人	1,020 人
② — ①	0人	0人	0人	0人	0人

### 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

需要量と確保の方策は、設定を必要としていません。

### 13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

需要量と確保の方策は、設定を必要としていません。

---

---

## 第6章 計画の推進

---

---

### 1 施策の実施状況と点検

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、年度ごとの実施状況について進捗管理を行い、利用者等の動向等を見ながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

また、計画の適切な進行管理を進めるために、「鈴鹿市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検していきます。

なお今後、上位計画である「鈴鹿市総合計画」の見直しが行われ、本計画との整合が図れなくなった場合や社会情勢の急激な変化等により本計画を変更しようとする場合は、「鈴鹿市子ども・子育て会議」にて意見を聴くとともに、その内容について県と協議することとします。

### 2 幼児期の学校教育・保育の一体的提供 及び推進体制の確保

すべての子どもに平等で質の高い教育・保育を提供できるよう、関係職員の資質向上のための研修を実施します。

その上で、幼稚園と保育所の機能を併せもち、保護者の就労状況等に柔軟に対応できる認定こども園については、利用者のニーズや設置者の意向、地域性等を踏まえ、鈴鹿市子ども・子育て会議の意見を聴きながら、適切に促進を図っていきます。

幼児期の教育及び保育は、子どもたちの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものです。幼稚園・保育所・認定こども園等が幼児期における学校教育や保育を充実させ、施設間で連携できるような情報提供等の協力体制を図るとともに、幼児期から小学校の児童期への子どもの発達や生活等の連続性を図っていきます。

そこで、担い手としての保育士・幼稚園教諭を育てていくとともに、人材確保に努めます。さらに保育所・幼稚園等の職員合同研修等を実施し、施設間の交流を行うとともに小学校との交流も図り、連続性の確保を図っていきます。

### 3 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、市単独で実施できるもののほか、制度等に基づく事業もあるため、国、県等との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進していきます。

## 資料

### 主要事業一覧

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
1	1-1	家庭における子育てへの支援	一時預かり事業	保護者の疾病等の緊急時や、就労形態の多様化に伴い家庭保育が困難となる場合等、保育所において一時的に児童を保育します。	児童保育課	公立保育所運営事業	007003
2	1-1	家庭における子育てへの支援	一時預かり事業 (幼稚園型)	地域子ども・子育て支援事業として保護者の子育てを支援するため、私立幼稚園の在園児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに実施する預かり保育事業に補助を行います。	学校教育課		
3	1-1	家庭における子育てへの支援	児童手当	中学校修了前までの児童を養育している方に児童手当を支給します。	児童保育課	児童手当支給事務	006005
4	1-1	家庭における子育てへの支援	不妊治療費助成	不妊治療を行なっている夫婦に対し、対象治療費の一部を助成します。	児童保育課	不妊治療費助成事務	006001
5	1-1	家庭における子育てへの支援	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が疾病等の理由で、一時的に児童の養育が困難となった場合に児童養護施設等で一時的に児童をお預かりします。	子ども家庭支援課	子育て支援ショートステイ事業	005002

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
6	1-1	家庭における子育てへの支援	「こどもの部屋」の活用	子育て中の女性にも社会参加の機会を確保するため、男女共同参画センターで開催する事業においては託児を設置するよう努めるとともに、事業で使用しない日は、親子が安心して集える場所として無料で開放し、交流や情報交換の場として活用します。	男女共同参画課	男女共同参画センター管理運営事業	053001
7	1-1	家庭における子育てへの支援	公民館における子育て支援事業	小学校就学前の子ども（乳幼児含む）及び小学校の子ども達や保護者を対象に、子育てについて学びあう場と交流の場を提供することで、保護者の子育てを支援します。	生涯学習課		
8	1-1	家庭における子育てへの支援	子ども医療費助成事務事業	医療費を助成することにより、子どもの保護者の医療費負担を軽減し、経済的支援を行います。	保険年金課	子ども医療費助成事務	047002
9	1-1	家庭における子育てへの支援	私立幼稚園就園奨励費補助事業	保護者の経済的負担を軽減するとともに、幼稚園教育の振興と充実を図るため、私立幼稚園に在園する園児の保護者が負担する入園料及び保育料に対して補助金を交付します。	学校教育課	私立幼稚園就園奨励費補助事業	009002
10	1-1	家庭における子育てへの支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費補助事業	経済的な理由により、就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者に対し、就学のため必要な経費を援助します。	学校教育課	小中学校児童生徒就学援助事業	010007

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
11	1-2	ひとり親家庭の子育てへの支援	母子寡婦福祉資金の貸付制度	母子及び寡婦の自立への助成と生活意欲の助長を図るため、資金の貸し付けを行います。	児童保育課	児童健全育成事業	006009
12	1-2	ひとり親家庭の子育てへの支援	児童扶養手当	母子家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。	児童保育課	児童扶養手当支給事務	006006
13	1-2	ひとり親家庭の子育てへの支援	母子相談	ひとり親家庭に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介等を行います。	児童保育課	児童健全育成事業	006009
14	1-2	ひとり親家庭の子育てへの支援	助産施設及び母子生活支援施設への入所	経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設で支援します。また、配偶者のいない女子やその子どもを保護するため、母子生活支援施設での安定した生活を送れるよう支援します。	子ども家庭支援課	助産施設入所者自立支援事業 母子生活支援施設入所者自立支援事業	006007 006008
15	1-2	ひとり親家庭の子育てへの支援	一人親家庭等医療費助成事務事業	医療費を助成することにより、ひとり親家庭等の医療費負担を軽減し、経済的支援を行います。	保険年金課	一人親家庭等医療費助成事務	047003
16	1-2	ひとり親家庭の子育てへの支援	ひとり親世帯の公営住宅の優先入居	市営住宅の入居者募集で応募者多数により抽選となった場合、ひとり親世帯の当選確率を一般世帯の2倍にして、ひとり親世帯が入居しやすくし、住居の確保を支援します。	住宅課	市営住宅管理事業	040001

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
17	1-2	ひとり親 家庭の子 育てへの 支援	公益信託 交通遺児 育成援助 基金事業	自動車等による交通事故を起因として、両親あるいは片親を失った児童生徒に対し、学校への入学、卒業を機会に就職進学支度金を支給することにより、遺児の激励と健全な育成を図ります。	学校教育課		
18	1-2	ひとり親 家庭の子 育てへの 支援	交通遺児 見舞金事 業	交通遺児のための寄付金を、小中学校に在籍している交通遺児に均等分配し、日常の学習のための経費として役立ててもらいます。	学校教育課	交通遺児 育成援助 事業	010012
19	1-3	児童虐待 防止対策 の充実	子ども家 庭支援課 の体制強 化	虐待対策の中核的役割となる子ども家庭支援課の体制の充実を図り、児童虐待の疑いのある通報を受けた場合は、速やかに近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の協力を得て、その児童の安全確認を行い、必要に応じ児童相談所へ送致します。	子ども 家庭支 援課	児童虐 待・DV 対策事業 総合支援 事業	053003
20	1-3	児童虐待 防止対策 の充実	里親制度 の普及・ 啓発	児童虐待等により家庭での養育が不適切と判断された児童を里親となる家庭に迎え入れ、愛情とまごころをこめて養育する里親制度の普及・啓発を図ります。	子ども 家庭支 援課		
21	1-3	児童虐待 防止対策 の充実	子どもを 虐待から 守る家の 普及・啓 発	知事が指定する「子どもを虐待から守る家」の普及・啓発を図ります。	子ども 家庭支 援課		

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
22	1-3	児童虐待防止対策の充実	鈴鹿市要保護児童等DV対策地域協議会	児童虐待や非行等の要保護児童や配偶者等からの暴力（DV）問題に対応するため、福祉・保健・医療・教育等の関係機関が連携して、早期発見や未然防止等の円滑な推進を図るため、「要保護児童等DV対策地域協議会」を開催します。	子ども家庭支援課	児童虐待・DV対策事業 総合支援事業	053003
23	1-3	児童虐待防止対策の充実	養育支援家庭訪問事業	児童虐待の未然防止や諸問題の解決を図るため、養育支援が特に必要とされた家庭への援助等を実施します。	子ども家庭支援課	児童虐待・DV対策事業 総合支援事業	053003
24	1-3	児童虐待防止対策の充実	養育支援家庭訪問事業	養育支援が特に必要である家庭に保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008
25	1-3	児童虐待防止対策の充実	妊娠届出時のアンケートの実施	妊婦を対象にアンケートを実施し、出産後に育児に困難が予測される方について出産前から把握し、訪問等でフォローし虐待の予防につなげます。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008
26	1-3	児童虐待防止対策の充実	乳幼児健診の未受診者対策	健診未受診者への受診勧奨を行い、最終的に未受診の場合には、乳幼児の居所やその未受診理由を把握することにより対象児の全数把握に努めます。	健康づくり課	妊婦乳幼児健康診査事業	045001



番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
27	1-3	児童虐待防止対策の充実	児童委員・主任 児童委員活動支援 (虐待予防)	児童虐待への取組みとして、発生子防、早期発見・早期対応、再発防止、要保護児童DV対策地域協議会等への参画等、児童虐待防止対策についての積極的な活動を支援します。	福祉総務課	民生委員 児童委員及び主任 児童委員に関する事務	041001
28	1-4	障がいのある子どもがいる家庭の子育てへの支援	障がい児保育事業	障がいのある子どもの保育に必要な環境整備を行い、統合保育の推進を図ります。	児童保育課	公立保育所運営事業 私立保育所特別保育補助事業	007003 006011
29	1-4	障がいのある子どもがいる家庭の子育てへの支援	発達障がい総合支援事業	発達につまづきを持つ子どもたちとその保護者に対し、途切れない支援を行い、子どもに関係する各関係機関の専門性を高める支援・啓発を行います。	子ども家庭支援課	発達障がい児総合支援事業	006013
30	1-4	障がいのある子どもがいる家庭の子育てへの支援	就学相談	幼児や児童生徒の障がいの種類や程度等について調査し、就学について検討するとともに、保護者等に十分な情報を提供し、適切な就学相談を行います。	子ども家庭支援課	就学相談事業	015004
31	1-4	障がいのある子どもがいる家庭の子育てへの支援	障がい児自立支援事業	障がい児の保護者からの申請に基づいて、当該児の支援の必要性を鑑み、児童福祉法及び障害者総合支援法のサービス（児童発達支援・放課後等デイサービス・短期入所等）を提供します。	障害福祉課	障害児通所支援事業	036020

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
32	1-4	障がいのある子どもがいる家庭の子育てへの支援	鈴鹿市療育センター	保護者からの申請や保健センター・各医療機関・児童相談所等からの紹介に基づいて、当該児の療育の必要性を家庭環境・障がい受容の度合い・医療の受診状況等の点から総合的に鑑み、鈴鹿市社会福祉協議会への指定管理により、児童福祉法に基づいた障がい児の通所サービスを提供します。	障害福祉課	療育センター管理運営事業	036021
33	1-4	障がいのある子どもがいる家庭の子育てへの支援	小児等在宅医療連携推進事業	医療的ケアを必要とする小児が、在宅で医療・福祉等のサービスの提供を受け、安心して生活できるよう医療・福祉・行政等の関係機関による支援を行います。	健康づくり課		
34	1-4	障がいのある子どもがいる家庭の子育てへの支援	特別支援教育就学奨励費補助事業	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学のため必要な経費を助成します。	学校教育課	特別支援教育就学奨励事業	010008
35	1-4	障がいのある子どもがいる家庭の子育てへの支援	特別支援教育の推進	「個別の教育支援計画」、 「個別の指導計画」の策定・作成と引継を行うとともに、各関係機関が連携を図ることで、障がいのある児童生徒への途切れのない支援を行います。	教育指導課	特別支援教育総合推進事業	012026
36	1-5	外国人の家庭への子育て支援	外国人児童学習支援教室	ボランティアによって運営される学習支援教室を支援することにより、外国人児童の就学率の向上を目指します。	市民対話課	多文化共生推進事業	052001

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
37	1-5	外国人の 家庭への 子育て 支援	外国人児 童生徒へ の就学及 び進路の 支援	就学年齢にある外国籍園児への 就学ガイダンスや中学校卒業後 の進路選択に向けた進路ガイダ ンスを開催し、外国人の児童生 徒の進路保障に取り組みます。	教育支 援課	外国人児 童生徒サ ポート事 業	013005 013006
38	1-5	外国人の 家庭への 子育て 支援	外国人児 童生徒へ の日本語 教育	鈴鹿市日本語教育支援システム や特別の教育課程による日本語 指導の充実を図るとともに外国 人児童生徒支援員等の派遣や外 国人教育指導助手等の配置等 により、外国人児童生徒の日本語 教育に取り組みます。	教育支 援課	外国人児 童生徒サ ポート事 業	013005 013006
39	1-6	働きなが らの子育 てへの支 援	通常保育 事業	保護者が就労等のために家庭に おいて保育できない児童を通常 保育時間内で保育を行います。 また幼保一元化や総合施設等の 問題を検討し、公立保育所の整 備計画を策定します。	児童保 育課	公立保育 所運営事 業 私立保育 所運営費 補助事業	007003 007002
40	1-6	働きなが らの子育 てへの支 援	延長保育 事業	保護者の就労形態の多様化に対 応するため、通常の開所時間等 を超えて保育を行います。	児童保 育課	私立保育 所延長保 育補助事 業	006010
41	1-6	働きなが らの子育 てへの支 援	低年齢児 保育推進 事業	安定的な保育が実施できるよう 保育士を確保しながら、年度途 中入所の需要等にも対応できる よう、低年齢児保育を行いま す。	児童保 育課	公立保育 所運営事 業 私立保育 所特別保 育補助事 業	007003 006011

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
42	1-6	働きながらの子育てへの支援	休日保育事業	就労のため、休日に子どもを見られない保護者のニーズに対応し、休日保育を実施します。	児童保育課		
43	1-6	働きながらの子育てへの支援	保育所整備費補助事業	社会福祉法人の設置する保育所が施設整備する際に、必要な経費の一部を助成します。	児童保育課	私立保育所施設整備費補助	007004
44	1-6	働きながらの子育てへの支援	家庭支援推進保育事業	育児不安のある保護者・ひとり親家庭・外国人家庭に対して相談にのったり、家庭訪問等の支援を行います。また、関連機関と連携をとり、より専門的な支援を行います。	児童保育課	公立保育所運営事業	007003
45	1-6	働きながらの子育てへの支援	子育て支援推進保育事業	一定の基準を満たす認可外保育施設に対し、運営費補助を行います。	児童保育課	認可外保育施設運営費補助事業	007001
46	1-6	働きながらの子育てへの支援	乳幼児健康支援一時預かり事業	保育所等に通所中の児童が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、病院等の専用スペース等で一時的に、当該児童の保育を行います。	児童保育課	乳幼児健康支援一時預かり事業	006004
47	1-6	働きながらの子育てへの支援	放課後児童クラブ	両親就労家庭やひとり親家庭等、昼間保護者のいない児童が安心して過ごせる場として、また異年齢児集団の特性を生かした遊びや行事を通じて、集団生活や生活習慣の指導とともに、宿題の指導も行います。	児童保育課	放課後児童クラブ運営補助事業	006002

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
48	1-6	働きながらの子育てへの支援	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合や休日勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に児童をお預かりします。	子ども家庭支援課	子育て支援ショートステイ事業	005002
49	1-7	子育て家庭をささえる相談・情報提供の充実	子育て情報誌	子育て支援情報を総合的にまとめた子育て情報誌を定期的に見直し、更新を行います。	児童保育課	子育て支援総合コーディネート事業	006015
50	1-7	子育て家庭をささえる相談・情報提供の充実	子育て支援総合コーディネート事業	地域における多様な子育てサービス情報を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する総合的な情報を提供、利用援助等の支援を行います。	児童保育課	子育て支援総合コーディネート事業	006015
51	1-7	子育て家庭をささえる相談・情報提供の充実	女性相談事業	婦人相談員を配置し、相談活動を通じて、児童の心身の発達に著しい影響を与える配偶者の暴力について早期の発見に努め、必要に応じて保護します。	子ども家庭支援課	児童虐待・DV対策事業 総合支援事業	053003
52	1-7	子育て家庭をささえる相談・情報提供の充実	子ども教育相談	不登校や不適應、発達障がい等について、面接・電話等で保護者の相談を受け、解決に向けた支援を行います。	子ども家庭支援課	教育相談事業	015001

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
53	1-7	子育て家庭をささえる相談・情報提供の充実	臨床心理士による学校支援	臨床心理士が学校を訪問し、発達障がいに関する教職員への相談に対して、適切な指導・助言を行ないます。	子ども家庭支援課	教育相談事業	015001
54	1-7	子育て家庭をささえる相談・情報提供の充実	女性のためのフェミニストカウンセリング	核家族等家族構成の変化に伴う子育て中の母親の孤立化等が社会問題となっている昨今、子育てに限らず、家庭や地域、職場での人間関係といった女性からの相談を、専門の相談員が受け、相談者の立場に立った助言を行い、相談者自らが解決する力をつけていけるようサポートを行います。	男女共同参画課	男女共同参画相談事業	053002
55	1-7	子育て家庭をささえる相談・情報提供の充実	児童委員・主任児童委員活動支援（相談活動）	担当区域内の児童、妊産婦及びその家族等が抱える問題について相談に応じ、問題に応じて利用できる制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努めます。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行う活動を支援します。	福祉総務課	民生委員児童委員及び主任児童委員に関する事務	041001

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
56	1-7	子育て家庭をささえる相談・情報提供の充実	電話相談	乳幼児の成長・発達・子育てについて、また、年齢を問わず心身の健康について電話での相談に保健師・栄養士が応じます。	健康づくり課	母子保健 啓発事業	045008
57	1-7	子育て家庭をささえる相談・情報提供の充実	こども発達相談 (児童相談)	精神発達面の心配のある子どもに対し、心理相談員による精神発達面の観察を行い、今後の対応について保護者の相談に応じます。	健康づくり課	母子保健 啓発事業	045008
58	1-7	子育て家庭をささえる相談・情報提供の充実	ことばの相談	言語発達等に心配のある子どもに対し、言語聴覚士による言語発達の観察を行い、今後の対応について保護者の相談に応じます。	健康づくり課	母子保健 啓発事業	045008
59	2-1	教育・学習による子どもの成長への支援	鈴鹿国際交流協会補助事業	(公財) 鈴鹿国際交流協会が実施する国際理解教育の推進に関する事業に対し、補助金を交付します。	市民対話課	公益財団法人鈴鹿国際交流協会補助事業	052002
60	2-1	教育・学習による子どもの成長への支援	家庭教育支援事業	家庭教育支援の充実を図るため、保護者等を対象にした研修会を開催し、家庭教育の充実に努めます。訪問型ワークショップ「親なびワーク」を推進します。	生涯学習課	市民学習 活性化事業	001004

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
61	2-1	教育・学習による子どもの成長への支援	森と緑の生涯学習事業	小学生を対象に、公民館において、森林学習、木工教室、フィールドワーク等の学習を通じ森や自然を大切に作る人づくりを進めるために、森と緑の生涯学習講座を実施します。	生涯学習課		
62	2-1	教育・学習による子どもの成長への支援	土曜体験学習事業	学校、家庭、地域が連携し、土曜日に体系的・継続的なプログラムを計画、実施することにより、子どもたちにとって、より豊かで有意義な土曜日を実現します。	生涯学習課		
63	2-1	教育・学習による子どもの成長への支援	おはなし会	乳幼児、小学校低学年児童を対象に、絵本や紙芝居の読み聞かせを行います。	図書館	図書館運営・サービス事業	003001
64	2-1	教育・学習による子どもの成長への支援	公立幼稚園事業	義務教育及びその後の教育の基礎を培い、幼児の健やかな成長と心身の発達を助長するため2年保育（一部は1年保育）の幼児教育を行います。	学校教育課		
65	2-1	教育・学習による子どもの成長への支援	国際理解教育の推進	児童生徒の異文化への理解を深め、価値観の違いを尊重できる意識を醸成します。また、外国人とのコミュニケーション能力を高めるため、外国語教育や外国人との交流活動の充実を図ります。	教育指導課	国際化教育推進事業	012003



番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
66	2-1	教育・学習による子どもの成長への支援	子ども読書活動の推進	「鈴鹿市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが自主的な読書活動を行えるよう、読書のきっかけづくりや読書習慣の形成に努めます。	教育指導課	学校図書館巡回指導員派遣事業	012005
67	2-1	教育・学習による子どもの成長への支援	外部人材（夢工房～達人に学ぶ）の活用	学術・芸術・文化の専門家等、その道一筋に生きてこられた方々を幼稚園や学校に派遣し、子どもたちが夢と希望を持ち、生き方を考えたり学んだりすることができる出前講座を実施します。	教育指導課	すずか夢工房一達人に学ぶ—	012009
68	2-2	地域における交流等の充実	保育所地域活動	老人福祉施設訪問等の世代間交流事業や地域における異年齢児交流等を実施します。	児童保育課	私立保育所特別保育補助事業	006011
69	2-2	地域における交流等の充実	鈴鹿ジュニアリーダー会への補助事業	鈴鹿ジュニアリーダー会が行う、小・中学生を対象にしたジュニアリーダー養成講習会等の活動費を補助します。	生涯学習課	青少年育成団体活動支援事業	001001
70	2-2	地域における交流等の充実	小中学生全国大会等出場激励金交付事業	各種スポーツ大会において、国際大会及び全国大会に出場する児童・生徒に、激励金を交付します。	スポーツ課	明日をひらく少年スポーツ育成事業	016009

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
71	2-2	地域における交流等の充実	鈴鹿市スポーツ少年団活動に対する補助金交付事業	スポーツ少年団の活動に対して補助を行うことで、団体の円滑な運営を図るとともに、指導者の育成と青少年の健全育成を図ります。	スポーツ課	明日をひらく少年スポーツ育成事業	016009
72	2-2	地域における交流等の充実	鈴鹿市少年野球選手権大会	少年野球チームを一堂に会し、相互の親睦・交歓と野球の技術向上を図るとともに、青少年の健全育成を図ります。	スポーツ課	明日をひらく少年スポーツ育成事業	016009
73	2-2	地域における交流等の充実	鈴鹿市少年相撲大会	少年相撲愛好者を一堂に会し、相互の親睦・交歓と相撲の技術向上を図るとともに、青少年の健全育成を図ります。	スポーツ課	明日をひらく少年スポーツ育成事業	016009
74	2-2	地域における交流等の充実	夏季休業中における小学校プール開放事業	夏季休業中、当該小学校区の児童（園児）に学校プールを開放し、水に親しませる機会をつくることで、体力づくりと能力に応じた泳力を身につけさせ、心身ともに健全な児童（園児）の育成を図ります。	スポーツ課	学校プール運営事業	017001
75	2-2	地域における交流等の充実	鈴鹿市少年ソフトボール選手権大会	少年ソフトボールチームを一堂に会し、相互の親睦・交歓とソフトボールの技術向上を図るとともに、青少年の健全育成を図ります。	スポーツ課	明日をひらく少年スポーツ育成事業	016009
76	2-2	地域における交流等の充実	鈴鹿市ジュニアバレーボール選手権大会	ジュニアバレーボールチームを一堂に会し、相互の親睦・交歓とバレーボールの技術向上を図るとともに、青少年の健全育成を図ります。	スポーツ課	明日をひらく少年スポーツ育成事業	016009

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
77	2-2	地域における交流等の充実	鈴鹿市少年サッカー選手権大会	少年サッカーチームを一堂に会し、相互の親睦・交歓とサッカーの技術向上を図るとともに、青少年の健全育成を図ります。	スポーツ課	明日をひらく少年スポーツ育成事業	016009
78	2-2	地域における交流等の充実	鈴鹿市ミニバスケットボール選手権大会	ミニバスケットボールチームを一堂に会し、相互の親睦・交歓とミニバスケットボールの技術向上を図るとともに、青少年の健全育成を図ります。	スポーツ課	明日をひらく少年スポーツ育成事業	016009
79	2-2	地域における交流等の充実	コスタリカ杯少年サッカー大会	2002 F I F Aワールドカップに出場したコスタリカ代表チームが準備キャンプを鈴鹿市で実施したことを記念した少年サッカー大会を開催することで、キャンプ地招致を語り継ぐとともに、青少年の健全育成を図ります。	スポーツ課	明日をひらく少年スポーツ育成事業	016009
80	2-2	地域における交流等の充実	コミュニティ・スクールの推進	全ての公立小中学校に設置した学校運営協議会での協議を生かした特色ある学校づくりを進め、保護者や地域住民の教育活動への参加を促進し、地域ぐるみで子どもの教育の充実を図ります。	教育支援課	コミュニティ・スクール推進事業	011001
81	2-3	子ども自身による主体的な参加への支援	一ノ宮団地・玉垣児童センター運営	児童に健全な遊びの場を提供して、その健康を増進し、情操を豊かにし、児童一人ひとりの人権を育むため、児童館を運営します。	人権政策課	児童センター活動事業	051002

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
82	2-3	子ども自身による主体的な参加への支援	放課後子ども教室推進事業	就学児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるように、公民館等を利用し、地域住民の参画を得て、就学児童が地域社会の中で健やかに育まれる環境を作ります。	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業	001003
83	2-3	子ども自身による主体的な参加への支援	都市公園整備事業	都市公園が市民にとって安全で快適な憩いの場となるよう、公園施設の新設・改良を実施します。	市街地整備課	都市公園施設整備事業 子供広場等整備費補助事業 公園緑地維持管理事業 防災公園整備事業 公園施設長寿命化事業	030001 030002 030003 030004 059006
84	2-3	子ども自身による主体的な参加への支援	子どもの人権の問題への取組	市内中学校区ごとに「子ども人権フォーラムすずか」を開催するとともに市内中学生で構成する「子ども人権ネットワーク」において、児童生徒の主体的な活動による身近な差別やいじめの問題等、人権への取組を推進します。	教育支援課	子どもフォーラム推進事業	013003

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
85	2-3	子ども自身による主体的な参加への支援	いじめの問題への取組の推進	鈴鹿市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止に向けた啓発活動や児童会・生徒会等が主体となったいじめ防止の取組を進めるとともに子ども家庭支援課等と連携した相談体制の充実及び早期解決に取り組みます。	教育支援課	いじめ防止対策推進事業	013012
86	2-4	市民教育における次代の親としての成長への支援	チャレンジ14 (職場体験学習)の推進	地元企業や事業所、商工会議所や青年会議所等の協力を得て、中学生による4日間の職場体験学習を行ったり、「おじさん先生」等地域と共働したキャリア教育を推進します。	教育指導課	チャレンジ14事業	012007
87	2-5	子ども自身の声を聞く相談の充実	居場所づくり事業	小中学校に心のサポーターを配置し、学校、家庭、関係機関等と連携した教育相談事業を充実し、子育て支援を推進します。	子ども家庭支援課	心のサポーター配置事業	015003
88	2-5	子ども自身の声を聞く相談の充実	不登校対策の推進	適応指導教室（けやき教室、さつき教室）での活動や小学校に派遣するスクールライフサポーター、また、大学生によるドリームフレンド等の活用等を図り、不登校児童生徒への対応に取り組みます。	教育支援課	不登校対策事業	015002
89	3-1	健康な子育てへの支援	母子健康手帳の交付	母子のすこやかな成長を支援するため、妊娠届出のあった人に母性意識の高揚と成長の記録として母子健康手帳を交付します。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
90	3-1	健康な子育てへの支援	妊産婦・乳幼児訪問指導	訪問を希望される方に対し保健師が訪問し、健康・育児に関する相談を行うことにより、不安の軽減を図ります。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008
91	3-1	健康な子育てへの支援	すくすく広場	保健師による育児相談、身体計測、栄養士による栄養相談、助産師によるおっぱい相談を実施し、育児の不安を解消し、子育て支援を行います。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008
92	3-1	健康な子育てへの支援	健康教育	公民館主催の乳幼児学級や育児サークル等の依頼に応じ、子どもの健康や子育てについての講話やグループワーク等を行い、健康教育の知識普及に努めます。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008
93	3-1	健康な子育てへの支援	すくすくファミリー教室 (マタニティッキングコース)	妊娠中・産後の栄養についての正しい知識の普及を行うことにより、栄養についての不安の解消と、地域でささえあう仲間づくりを支援します。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008
94	3-1	健康な子育てへの支援	歯科健康教育の実施	すくすくファミリー教室(虫歯予防コース)等により、幼児の歯科保健に関する正しい知識の普及を行うことにより、虫歯予防の意識の高揚を図り、歯の健康づくりを支援します。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
95	3-1	健康な子育てへの支援	歯と口の健康週間事業	歯と口の健康週間にちなみ、歯科医師会と共催し、歯の無料健診・相談、親と子のよい歯のコンクールを実施することにより、虫歯予防と、歯の健康についての意識の高揚に努めます。	健康づくり課	健康づくり推進事業	044002
96	3-1	健康な子育てへの支援	エンパワーメントを推進する事業の実施	あらゆる母子保健事業を通じて、その人自身の力をエンパワーしていただけるような支援ができるシステムをめざします。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008
97	3-1	健康な子育てへの支援	妊婦一般健康診査	妊娠中に14回医療機関・助産所において健診を公費負担で行い、必要な支援を行います。	健康づくり課	妊婦乳幼児健康診査事業	045001
98	3-1	健康な子育てへの支援	ペリネイタルビジット（出産前後小児保健指導事業）	妊産婦のもつ育児不安の解消のため、産婦人科医と小児科医の連携のもと、小児科医から育児に関する保健指導を受ける機会を提供します。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008
99	3-1	健康な子育てへの支援	新生児母性訪問指導	助産師会に委託し、発育・栄養・生活環境・疾病予防について助産師が家庭訪問を行い、新生児の心身ともに健やかな成長発達の支援と、安心して育児がしていけるよう、母親の精神面も含め支援します。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008
100	3-1	健康な子育てへの支援	乳児一般健康診査	乳児期（4か月、10か月）に医療機関において健診を公費負担で行い、発育・発達を確認し必要な支援を行います。	健康づくり課	妊婦乳幼児健康診査事業	045001

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
101	3-1	健康な子育てへの支援	1歳6か月児健康診査	子どもの心身の発育・発達を確認し、適正な母子関係を支援し、必要に応じフォローアップします。また、より支援の必要な方に対しサービスを提供できるよう、未受診者についての状況把握と受診勧奨を行います。	健康づくり課	妊婦乳幼児健康診査事業	045001
102	3-1	健康な子育てへの支援	3歳児健康診査	子どもの心身の発育・発達を確認し、適正な母子関係を支援し、必要に応じフォローアップします。また、より支援の必要な方に対しサービスを提供できるよう、未受診者についての状況把握と受診勧奨を行います。	健康づくり課	妊婦乳幼児健康診査事業	045001
103	3-1	健康な子育てへの支援	妊産婦・乳幼児フォローアップ事業	妊産婦・乳幼児の健診・相談の事後フォローとして、電話・面談・家庭訪問により支援します。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008
104	3-1	健康な子育てへの支援	幼児健康診査事後フォロー教室	幼児健康診査後、子どもの発達で支援の必要な方や育児不安の強い方等を対象に、親子での遊びを通して子どもの成長を見守り、保護者の不安が軽減できるよう支援します。必要時、適切な機関へ途切れなく引継ぎしていきます。	健康づくり課	妊婦乳幼児健康診査事業	045001
105	3-1	健康な子育てへの支援	母子保健地域推進員制度	母子保健制度の普及、1歳6か月児健康診査未受診者の受診勧奨、行政とのパイプ役としての活動を通し、子育てについて市民の身近な相談役として、子育てを支援します。	健康づくり課	妊婦乳幼児健康診査事業	045001



番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
106	3-1	健康な子育てへの支援	予防接種	予防接種法による予防接種を個別接種で実施し、病気の予防を図ります。ムンプス予防接種費用の一部を助成します。	健康づくり課	定期（任意）予防接種実施事業	045003
107	3-1	健康な子育てへの支援	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児家庭に対し、こんにちは赤ちゃん訪問員である主任児童委員や専門訪問員である保健師等が訪問し、子育て情報を提供し、育児環境を整えます。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008
108	3-2	子どもの健康のための支援	すくすくファミリー教室（離乳食コース）	離乳食についての正しい知識の普及を行い、栄養・育児についての不安の解消と、地域でささえあう仲間づくりを支援します。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008
109	3-2	子どもの健康のための支援	すくすくファミリー教室（親子クッキングコース）	食生活改善推進協議会に委託して、旬の素材等の知識の普及を行い、親子でふれあいながら食事への興味・関心を高めることと地域でささえあう仲間づくりを支援します。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008
110	3-2	子どもの健康のための支援	鈴鹿市応急診療所	休日及び夜間の急な疾病について、応急診療を実施します。（土・休日・年末年始の夜間は小児科・内科による診療）	健康づくり課	応急診療所運営事業	048002
111	4-1	安全・安心な子育て環境づくり	防災井戸端教室	収容避難所となる小学校への備蓄物資や防災井戸の説明を通して、防災啓発を実施します。	防災危機管理課	市民防災啓発事業	082002

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
112	4-1	安全・安心な子育て環境づくり	講師派遣による防災講座	幼稚園・小中学校に講師を派遣し、災害から命をまもるための防災啓発を実施します。	防災危機管理課	市民防災啓発事業	082002
113	4-1	安全・安心な子育て環境づくり	集落間通学路防犯灯設置の促進	犯罪防止の観点から、市道等における集落間にある通学路の防犯灯の整備を行い、子どもの安全・安心を確保します。	地域課	集落間通学路防犯灯事業	095004
114	4-1	安全・安心な子育て環境づくり	安全・安心フェスタすずかの開催	警察や消防等他機関と連携・協働するとともに、多様な団体や人材を活用しながら、子どもから高齢者まであらゆる世代が参加・体験できる交通安全・暴力追放・防犯・防災・消防等、安全・安心に関するイベントを実施します。	地域課	交通安全対策事業 暴力追放 鈴鹿市民会議補助事業	090001 095003
115	4-1	安全・安心な子育て環境づくり	自主防犯団体の拡充	地域住民が主体となる自主防犯団体の拡充を図り、地域ぐるみで子どもの安全安心を守る地域づくりを進めます。	地域課	防犯団体育成事業	095001
116	4-1	安全・安心な子育て環境づくり	子どもを守る家活動補助事業	鈴鹿市 PTA 連合会が実施している「子どもをまもる家」活動に関し、地域の登録者に対し、災害見舞金保険料相当額の補助を行います。	生涯学習課	青少年育成団体活動支援事業	001001

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
117	4-1	安全・安心な子育て環境づくり	安全安心対策の推進	登下校時の青色回転灯パトロールや各学校パトロール隊による見守り活動、危険箇所点検の実施、また、交通安全教室の実施・防犯ホイッスルの配布・不審者等に対応する力を培う防犯教室の実施等による「自分の命は自分で守る力」の育成を図る等、安全安心対策に取り組めます。	教育支援課	安全安心ネットワーク推進事業	018002
118	4-2	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	健全育成対策の推進	各小中学校で万引き防止教室、情報モラル教室、薬物乱用防止教室、喫煙・飲酒防止教室等や街頭補導活動による「愛の一声」運動、児童会・生徒会と地域とが連携したあいさつ運動、各家庭での「早寝早起き朝ごはん」運動等を実施するとともに鈴鹿市青少年対策推進本部による総合的・横断的な健全育成対策を推進します。	教育支援課	健全育成事業 補導活動 事業	019001 019002
119	4-3	子育て支援についての意識づくり	人権保育推進研修会	各保育所から推進委員を選出し、人権意識を高め人権保育推進に向けて、講演会・公開保育への参加・ディスカッション・実践検討等を通して検証を行います。	児童保育課		
120	4-3	子育て支援についての意識づくり	子育てサポーターの養成	子育てをサポートしていただけるボランティアの育成を図ります。	児童保育課	ファミリー・サポート・センター事業	006016

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
121	4-4	地域における子育て支援の充実	園庭開放 (保育所・園)	保育所の園庭を開放し、保育所の子どもと地域のこどもがふれあいながら遊んだり、保護者間の交流を図ります。	児童保育課	公立保育所運営事業	007003
122	4-4	地域における子育て支援の充実	地域子育て支援拠点事業 (センター型・ひろば型)	子育て支援拠点施設において、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、在宅の子育て家庭に対する育児支援を行います。	児童保育課	地域子育て支援センター事業 つどいの広場事業	005003 005004
123	4-4	地域における子育て支援の充実	ファミリー・サポート・センター事業	育児の支援を受けたい人で行いたい人を会員とするファミリー・サポート・センターにより、保育所までの送迎、保育所閉所後の一時的な預かり等、育児についての助け合いを行います。	児童保育課	ファミリー・サポート・センター事業	006016
124	4-4	地域における子育て支援の充実	子育てサークル・NPOへの支援	子育てサークルの立上げ・育成や子育て支援事業を行うNPOの活動を支援します。	児童保育課	つどいの広場事業	005004
125	4-4	地域における子育て支援の充実	NPO法人との連携の促進	子育て支援に関する調査・研究及び事業の推進にあたり、さまざまな機会を捉えて、NPO法人との連携を図ります。	児童保育課		
126	4-4	地域における子育て支援の充実	学官連携協議会議	市内の高等教育機関（鈴鹿医療科学大学、鈴鹿国際大学、鈴鹿短期大学、鈴鹿工業高等専門学校）と市で構成する会議を通じて、子育て、教育分野における連携を図ります。	企画課	学官連携協議会議運営事業	004001

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
127	4-4	地域における子育て支援の充実	市民活動支援事業	子育て支援等に関わる団体も含めた市民活動団体の活動紹介や関連イベントのお知らせ等、情報発信の支援を行います。	地域課	市民参加推進事業	106005
128	4-4	地域における子育て支援の充実	子育てサークル・NPO等への支援	子育てサークルの立上げ・育成や子育て支援事業を行うNPO等の活動を支援します。	男女共同参画課	男女共同参画センター管理運営事業	053001
129	4-4	地域における子育て支援の充実	児童委員・主任児童委員活動支援（健全育成）	地域ごとに児童の健全育成を行う者等と連携し、地域活動に対する地域住民の参加を促進する活動を支援します。	福祉総務課	民生委員児童委員及び主任児童委員に関する事務	041001
130	4-5	仕事と生活の調和の実現	特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援対策推進法に基づき、職員のニーズを反映した「仕事と子育ての両立支援」や「働き方の見直し」等の行動計画を策定し、職場環境の整備を推進します。	人事課		
131	4-5	仕事と生活の調和の実現	男女共同参画推進啓発事業	鈴鹿市男女共同参画推進条例や鈴鹿市男女共同参画基本計画に基づき、慣習や社会制度の見直し、男女共の就労環境改善について、関係各課と協力しながら市民や企業に対して各種講座や講演会を開催、出前講座等積極的な働きかけに努めます。	男女共同参画課	男女共同参画基本計画推進事業	053004

番号	施策番号	施策目標	事業名	事業概要	所管課	事務事業 評価 シート 事業名	シート 番号
132	4-5	仕事と生活の調和の実現	父子手帳の交付	母子健康手帳交付時や、すすくファミリー教室（プレパパ・ママコース）において希望者に父子手帳を配布し、父親の育児参加・父性の意識の高揚に努めます。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008
133	4-5	仕事と生活の調和の実現	すすくファミリー教室（プレパパ・ママコース）	妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及と、妊娠中の体や心・育児への不安の軽減を図り、地域でささえあう仲間づくりを支援します。	健康づくり課	母子保健啓発事業	045008
134	4-5	仕事と生活の調和の実現	育児休業制度等の普及・啓発	市民・市内に本社をもつ事業者に対し、広報活動を通じて、育児休業制度の主旨理解と制度普及を促進します。	産業政策課		
135	4-5	仕事と生活の調和の実現	労働条件の確保・改善	市民・市内に本社をもつ事業者に対し、広報活動等を通じて、育児休業制度の趣旨理解と制度普及を促進します。	産業政策課		

## 鈴鹿市子ども・子育て会議 委員名簿

構成区分	氏名	団体における役職名等
学識経験者	長澤 貴	鈴鹿短期大学学長補佐
医療関係者	駒田 幹彦	鈴鹿市医師会理事
事業主代表	伊藤 圭次郎	鈴鹿商工会議所青年部会長
労働者代表	井ノ口 智士	鈴鹿地区労働者福祉協議会副会長
福祉教育等関係 団体	南 小百合	鈴鹿市社会福祉協議会
	林 和枝	鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員
	鎌田 秀一	鈴鹿私立保育連盟会長
	古市 嘉郁	鈴鹿市私立幼稚園協会会長
	矢田 喜代子 (H25.11～H26.5)	鈴鹿市無認可保育園連絡協議会会長
	福本 廣子 (H26.5～)	
	近藤 真奈美	鈴鹿市学童保育連絡協議会
市民、保護者等 の関係者	伊藤 幹子	保育園保護者代表
	中島 夕子	幼稚園保護者代表
	井上 三矢子 (H25.11～H26.5)	鈴鹿市PTA連合会
	山口 裕子 (H26.5～)	
	西村 治美	鈴鹿子ども支援ネットワーク
	伊田 知代	市民代表（公募）
行政機関関係者	中山 千代芳 (H25.11～H26.5)	三重県鈴鹿保健所
	三木 恵弘 (H26.5～)	
	村田 善幸	三重県北勢児童相談所
	澁谷 実 (H25.11～H26.5)	鈴鹿市立幼小中校（園）長会
	西 繁 (H26.5～)	

鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 平成27年3月

発行・編集 鈴鹿市 保健福祉部 児童保育課

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059-382-7606

FAX 059-382-7607